

【還付の割等のみ納付する納付書や法人事業税のみ納付する納付書の作成例】

【ケース例】法人事業税等で資本割のみ納付でそれ以外の割や税目は還付であり、「法人事業税+特別法人事業税の合計税額 ≥ 0 」の場合

修正前の[法人道府県民税・法人事業税及び特別法人事業税]WS ■ 第6号様式

事業税・特別法人事業税	各割額の税額表示区分		☒ 別建表示	☐ 相殺表示
	所得割額	05	-840,000	-840,000
	付加価値割額	06	-428,000	-428,000
	資本割額	07	2,544,200	2,544,200
	収入割額	08		
	特別法人事業税額	09	-380,000	-380,000
	計	10	896,200	896,200
	延滞金	11		
	過少申告加算金	12		
	不申告加算金	13		
重加算金	14			
計	15	896,200	896,200	

- ・ 法人事業税の税額は、1,276,200円
- ・ [この申告により納付すべき事業税額] +
[この申告により納付すべき特別法人事業税額] =
1,276,200円 + △380,000円 = 896,200円 (≧0円)
→ 納付書画面の[事業税・特別法人事業税]の[申告計算結果]欄に、
第6号様式から金額が転記(表示)される条件を満たす。

合計事業税額 ㉔+㉕+㉖+㉗又は㉔+㉕+㉖+㉗		43		3404200
事業税の特定 減額控除	41		戻金処理に基づく 事業税額の控除額	42
並引事業税額 ㉔-㉕-㉖	43	3404200	既に前付の確定した 当期分の事業税額	44
租税条約の実施に係る 事業税額の控除額	45		この条例により納付 すべき事業税額	46
の 内訳				
所得割	47	△840000	付加価値割	48
資本割	49	2544200	収入割	50
のうちの見込納付額	51		差 引 額 ㉔-㉕	52
摘 要		無 税 額 準	税率(%)	税 額
所得割に係る 特別法人事業税額	53	元 十 千 百 百 円	0.0	260
収入割に係る 特別法人事業税額	54		0.0	
合計特別法人事業税額(㉔+㉕)				55
戻金処理に基づく 特別法人事業税額の控除額	56	元 十 千 百 百 円	並引特別法人 事業税額㉔-㉕	57
既に前付の確定した 当期分の特別法人事業税額	58	3800000	租税条約の実施に係る 特別法人事業税額の控除額	59
この条例により納付すべき 特別法人事業税額 ㉔-㉕-㉖	60	△3800000	のうちの 見込納付額	61
差 引 額 ㉔-㉕	62	△3800000		

1. 法人事業税の納付の割と特別法人事業税の納付の税額を表示して、納付分のみを納付する納付書

■ 納付の割や税目のみ納付する納付書(資本割のみ納付の場合)

事業税・特別法人事業税	各割額の税額表示区分		☒ 別建表示 ☐ 相殺表示	
	所得割額	05	-840,000	
	付加価値割額	06	-428,000	
	資本割額	07	2,544,200	2,544,200
	収入割額	08		
	特別法人事業税額	09	-380,000	
	計	10	896,200	2,544,200
	延滞金	11		
	過少申告加算金	12		
	不申告加算金	13		
重加算金	14			
計	15	896,200	2,544,200	

※ 「各割額の税額表示区分」欄は、「別建表示」とします。

2. 法人事業税が納付で特別法人事業税が還付の場合、法人事業税のみ納付する納付書

(上) e-TAX電子納税で見込納付を電子納税する場合 ※電子納税では割や税目でマイナスの金額が不可のため「相殺表示」とします。

(下) 電子納税は行わず納付書で納付する場合（法人事業税の各割の金額をそのまま表示する場合）

■ 納付となる法人事業税を納付する納付書

（e-TAX電子納税で電子納税を行うための納付書データを
作成する場合）※各割のマイナス金額不可

事業 税・ 特 別 法 人	各割額の税額表示区分		☐ 別建表示	☒ 相殺表示
	所得割額	05	-840,000	
	付加価値割額	06	-428,000	
	資本割額	07	2,544,200	1,276,200
	収入割額	08		
	特別法人事業税額	09	-380,000	
	計	10	896,200	1,276,200

所得割額、付加価値割額、及び資本割額の合計額を資本割額の
[納付額]欄に入力して、それ以外の欄の金額は削除します。
※ [各割額の税額表示区分]欄は、「相殺表示」とします。

■ 納付となる法人事業税を納付する納付書

（電子納税は行わないため、各割の金額をそのまま表示）

事業 税・ 特 別 法 人	各割額の税額表示区分		☒ 別建表示	☐ 相殺表示
	所得割額	05	-840,000	-840,000
	付加価値割額	06	-428,000	-428,000
	資本割額	07	2,544,200	2,544,200
	収入割額	08		
	特別法人事業税額	09	-380,000	
	計	10	896,200	1,276,200

特別法人事業税の金額を削除します。
※ [各割額の税額表示区分]欄は、「別建表示」とします。